

横浜市指定定期検査機関公募要項

1 指定定期検査機関制度導入の趣旨

横浜市では、適正な定期検査の安全かつ効率的な実施を図るため、計量法の定めるところにより指定定期検査機関制度を導入しています。

定期検査業務を委託する指定定期検査機関の指定は、3年ごとに、検査業務を行おうとする者を広く公募し指定します。

【参考：根拠法令等】計量法抜粋

(指定定期検査機関)

第二十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（以下「指定定期検査機関」という。）に、定期検査を行わせることができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務（以下この章において「検査業務」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(指定)

第二十六条 第二十条第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

2 公募の概要

(1) 公募内容

計量法第20条に基づく横浜市指定定期検査機関の募集

(2) 指定をする者

横浜市長

(3) 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

(4) 選定委員会の設置

ア 選定方法

指定定期検査機関の指定を公平かつ適正に実施するために「横浜市指定定期検査機関選定委員会要領」に基づき選定委員会を設置し、「計量法第28条に基づく基準」に基づき書類選定を行います。

イ 選定委員会(敬称略)

委員長	横浜市経済局企画調整課長
委員	横浜市経済局市民経済労働部長
委員	横浜市経済局消費経済課長

(5) 選定結果等の通知

選定結果は、申請書類等を提出した応募者に対して速やかに通知します。

(6) 問合せ先(平日9時～17時 ※12時～13時を除く)

横浜市経済局市民経済労働部消費経済課計量検査所

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎31階

TEL : 045-671-2587

Fax : 045-664-9533

E-mail : ke-keiryu@city.yokohama.jp

アクセス : <https://www.city.yokohama.lg.jp/shichosha/access.html>

3 定期検査業務委託の業務内容(詳細は別添1「計量器定期検査業務の基準」参照)

- (1) 計量法(平成4年法律第51号。以下「法」という。)第19条第1項に基づく定期検査のうち、計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもりの定期検査に関する事。
- (2) 横浜市手数料条例(平成12年3月27日横浜市条例第32号)第2条第1項第82号、第84号及び第85号の手数料の収納に関する事。
- (3) 特定計量器定期検査受検者台帳の整理に関する事。
- (4) 不合格特定計量器の措置及び使用者への指導に関する事。
- (5) 届出済証貼付計量器の使用者への指導に関する事。
- (6) 未受検者への対応等に関する事。
- (7) 特定計量器定期検査済証明書の交付に関する事。
- (8) 計量器の使用法の指導に関する事。
- (9) 定期検査結果等の報告に関する事。
- (10) 適正計量の普及啓発事業に関する事。
- (11) その他計量器定期検査について特に必要と認める事項。

(参考) 過去3年度の指定定期検査機関の定期検査実績

年度	検査日数(日)	検査戸数(戸)	検査個数(個)	不合格個数(個)
H29	203	2,870	7,610	94
H30	206	2,732	9,426	92
R01	201	2,863	7,739	106

4 公募の手續

(1) 公募スケジュール

ア 公募要項等の配布	令和2年9月1日(火)～10月14日(水)
イ 公募に関する質問受付期間	令和2年9月15日(火)～9月17日(木)
ウ 公募に関する質問回答	令和2年9月24日(木)
エ 申請書類の受付期間	令和2年10月12日(月)～10月14日(水)
オ 審査・選定	令和2年11月初旬頃
カ 選定結果の通知・公表	令和2年12月初旬頃

(2) 公募手續について

ア 公募の周知

指定期間検査機関の公募について、経済局計量検査所のウェブページに掲載し広くお知らせします。

イ 公募要項等の配布

公募要項や申請書類等、指定期間検査機関の指定に必要な書類等については、令和2年9月1日(火)～10月14日(水)に配布します。 ※土日祝日を除く

なお、公募要項等は、経済局計量検査所のウェブページからダウンロードすることもできます。

経済局計量検査所のウェブページ⇒

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/shohiseikatsu/keiryo/sonota/siteikoubo.html>

配布場所：問合せ先に同じ

配布時間：平日9時～17時 ※12時～13時を除く

ウ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受付します。

(ア) 受付期間：令和2年9月15日(火)～9月17日(木)9時～17時

(イ) 受付方法：E-mailで経済局計量検査所までお送りください。

件名：【質問】横浜市指定期間検査機関公募について

※電話でのお問合せには応じられませんので、ご了承ください

エ 質問への回答

回答方法：令和2年9月24日(木)に経済局計量検査所のウェブページへの掲載により回答します。

回答先：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/shohiseikatsu/keiryo/sonota/siteikoubo.html>

5 指定申請の手續

(1) 応募に関する事項

ア 募集内容

横浜市内全域を対象区域とした、計量法第19条第1項に基づく定期検査のうち、計量法

施行令第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもりの定期検査を行う指定定期検査機関

イ 応募資格

(ア) 計量法第27条(欠格条項)の規定に該当しない者

(イ) 令和3年4月1日現在で横浜市一般競争入札有資格者名簿に登載見込みの者

ウ 接触の禁止

選定委員に対して、本件応募について直接・間接問わず接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

(2) 申請書類

次の申請書類をア、イ順に並べ正本1通、副本5通(写し)を提出してください。

ア 指定申請書

(「横浜市指定定期検査機関の指定等に関する事務処理要綱」様式第1又は様式第2)

イ 添付書類

「計量法」第26条に規定している申請書類

(「横浜市指定定期検査機関の指定等に関する事務処理要綱」第2条第2項第3号に定める添付書類)

(3) 申請書類の作成にあたって

ア 文書を補完するための図や、書類等の添付は可能ですが、必ず添付元の申請書類の様式番号を添付する書類等の右上に記入してください。

イ 申請書類を(2)ア、イ順に並べファイル綴りとして提出してください。各書類にはインデックスを付してください。

(4) 申請受付

ア 申請受付日時

令和2年10月12日(月)～14日(水)9時～17時 ※12時～13時を除く

イ 申請受付方法

問合せ先までご持参ください。申請書類を確認のうえ受領します。

※持参以外の方法では、受け付けられません

(5) 留意事項

ア 申請者は、申請書類の提出をもって、公募要項の記載内容の承諾をしたものとみなします。

イ 申請書類の取扱い

提出された申請書類は返却しません。※受領印をご希望の場合は、別途ご用意ください

ウ 提出された申請書類は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、請求に基づき請求者に開示されます。

6 選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

指定定期検査機関の指定を公平かつ適正に実施するために「横浜市指定定期検査機関選定委員会要領」に基づき、選定委員会を設置します。

(2) 選定の基準

計量法第 28 条に基づく基準

(別添 2 「計量法第 28 条に基づく基準」 参照)

(3) 選定の方法

ア 指定の検査（選定の準備）

申請書類を受付時に、事務局が確認します。

イ 計量法第 28 条に基づく基準による適合評価

計量法第 26 条に規定している申請書類が、計量法第 28 条第 1 項各号（指定の基準）に適合しているかについて、計量法第 28 条に基づく基準により評価を行います。各基準項目の中で、評価が否の項目があった場合、指定を受けることができません。

ウ 指定定期検査機関の決定

「計量法第 28 条に基づく基準」を満たした者を指定定期検査機関として指定します。

なお、要件を満たす者が複数出た場合、要件を満たす者全てを指定定期検査機関として指定したうえで、各年度の受託者は、入札にて決定し、委託契約を締結します。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、指定申請者に対して速やかに通知するとともに、経済局計量検査所のウェブページに結果を掲載し、公表します。